

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の中期計画について、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 1 月 15 日付けで法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することに関する同法第 26 条第 3 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1 前提となる事実

平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により知事が認可した地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の中期計画（知事から指示された中期目標を達成するための計画）について、今般、記載事項の変更の必要が生じ、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、同項の規定により認可しようとするもの。

2 中期計画変更の概要

法人が現在保有している研修医宿舎（全 16 室）は、研修医の現員（19 名）に対し部屋数が不足しているうえ、耐震強度が低く、築後 40 年が経過しようとしており老朽化が深刻である。そのため、法人は、平成 25 年 4 月に完成予定である民間アパート（全 24 室）を研修医宿舎とするため、長期賃貸借契約（20 年間）を締結することになった。岐阜県地方独立行政法人法施行細則第 4 条第 3 号で、中期目標の期間を超える債務負担が 1 億円以上の場合は中期計画に記載することが定められているため中期計画の変更を行う。

	中期目標期間 事業費 (H25,26 年度)	次期以降事業費 (H27 年度 ～H44 年度)	総事業費
研修医宿舎整備事業	41 百万円	287 百万円	328 百万円